

## 1. 司法の独立について

### 1. 「権力の分散(separation of powers)」の原則

FIFA 規約に基づき、各国協会は、国内の組織における「権限の分散(separation of powers)を確実にしなければならない。(※FIFA Statutes 第 13 条 f および FIFA Standard Statutes 第1条)

### 2. FIFA が指導する「あるべき協会の組織体」

⇒ 立法・行政・司法の三権分立

・立法機関： 総会(最高機関) (Congress / General Assembly)

・行政機関： 理事会

・司法機関： 規律委員会/倫理委員会

(※FIFA Standard Statutes 第1条)

### 3. 司法機関のあるべき姿

- 1) 決定の独立性
- 2) メンバーの独立性 (他の機関のメンバーの兼務禁止)
- 3) 二審制(不服申立委員会の設置)

### 4. JFA における司法機関の問題点

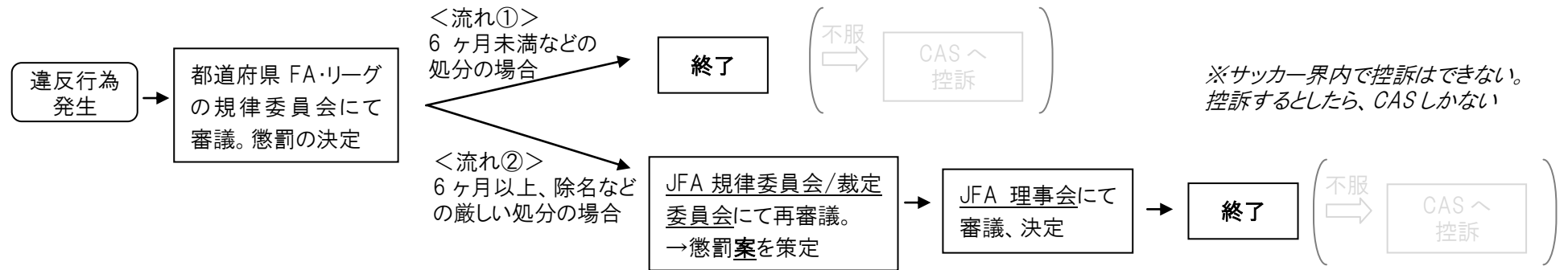
- 1) JFA 規律委員会：
  - 決定： 独立ではない(理事会の承認が必要)
  - メンバー： 理事その他との兼務が可能
- 2) JFA 裁定委員会
  - 決定： 独立ではない(理事会の承認が必要)
  - メンバー： 独立(理事その他の役職員との兼務不可)
- 3) 不服申立委員会
  - ⇒ 存在しない

### 5. 各国の状況

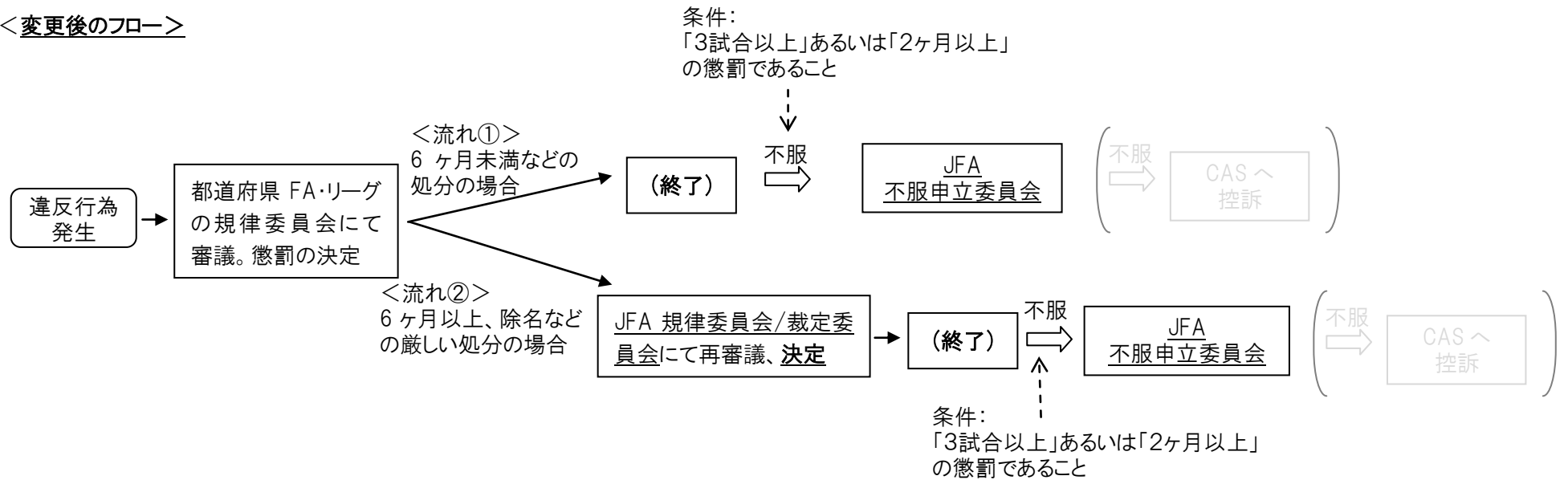
ほとんどの国において、司法機関は独立し、二審制も採用されている

## 2. 現行フローと変更後フロー(概要)

### <現行のフロー>



### <変更後のフロー>



### 3. 不服申立委員会(詳細) 骨子

#### 1. 不服申立が可能ない懲罰

一審の決定が、以下に該当する場合に申立可能となる

1. 3試合以上の出場停止／公的職務停止／サッカー関連活動の停止
2. 2ヶ月以上の出場停止／公的職務停止／サッカー関連活動の停止
3. 100 万円以上の罰金
4. 没収（※「試合の没収」ではない。不正な財産上の利益の没収のこと）
5. 賞の返還
6. 下位ディビジョンへの降格
7. 勝点の減点
8. 観衆のいない試合の開催
9. 中立地における試合の開催
10. 競技会への参加資格の剥奪
11. 新たな選手の登録禁止
12. 除名
13. その他の懲罰のうちで上記いずれかと同等程度又はそれ以上のもの

#### 2. 「不服申立が可能ない旨」の通知

(JFA、各都道府県 FA、各リーグの)規律委員会は、上記に該当し不服申立が可能である場合は、「不服申立が可能ない旨(およびその期限)」を当人に必ず通知する。

#### 3. 不服申立の理由となり得るもの

以下の理由に基づく場合に、不服申立てできるものとする

- ① 懲罰の決定に影響を与えるような重大な事実認定の誤り
- ② 懲罰規程の適用の誤り

#### 4. 不服申立の手数料

- ✓ 1万円／件とする
- ✓ 不服申立委員会が、一審の懲罰を無効(破棄)とするか又は減刑する決定した場合には、当該手数料は当人に返還され、一審の規律委員会の組織(都道府県 FA など)にて負担される。

## 5. 書面による手続き

1. 不服申立の手続きは、原則として、書面のみにて行うものとする(映像資料等を含めることは可能)。
2. ただし、6ヶ月以上等の重い処分の場合のみ、当事者からの要請に基づき事情聴取を行うことができる。
3. 上記に加え、委員長がその権限で必要と判断すれば、事情聴取の実施を決定することができる。

## 6. 不服申立に「中絶的效果」を認めない

- ✓ 不服申立には、一審の懲罰(出場停止処分)の適用を中止する効果は無いものとする。  
⇒ 不服申立委員会の決定まで期間中に試合がある場合など、一審の懲罰は中絶されず、適用される。  
【理由】： 濫用の防止、原決定の尊重  
※FIFAと同様の扱い

## 7. 委員長の単独決裁を可能とする

以下については、素早い決定が求められること、また、事案自体が比較的軽度であること、を考慮し、委員長の単独決裁を可能とする(委員長の判断により、単独決裁としないことも可能)

- ✓ 3試合の出場停止／公的職務停止／サッカー関連活動の停止
- ✓ 2ヶ月の出場停止／公的職務停止／サッカー関連活動の停止

## 8. 不服申立の手続き(申立期限等)

1. 当事者は、懲罰通知を受け取ってから3日以内(通知日を含む)に、書面によりJFA 不服申立委員会に、不服申立の意思を表明する。(FAX or 郵送必着 (メールは不可))
2. さらに、当事者は、懲罰通知を受け取ってから10日以内(通知日を含む)に、不服申立を行う「理由書」(および必要であれば証拠)を提出する。
3. 上記1、2が満たされない場合、当該不服申立は許容されず、無効となる。
4. 緊急性を要する場合は、委員長の判断により、2の期間を短縮することができる

## 9. 一審の規律委員会の義務

1. 当人から「不服申立の意思」が示されたら、JFA は速やかに、その旨を一審の規律委員会(都道府県 FA など)へ通知する。
2. これを受けて、一審の規律委員会は、JFA からの通知を受けてから1週間以内(通知日を含む)に、JFA 事務局に、一審の決定に係る全ての資料(一審の決定を正当化するあらゆる資料)を提出しなければならない。
3. 委員長が必要と判断すれば、事務局は追加的調査を行うことができる。そのため、必要に応じて、申立人あるいは一審の規律委員会、またはその両方に、追加の資料を請求することができる。

以上